設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第１項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注７に規定する指定生活介護等（注１の２に規定する共生型生活介護を除く。注５において同じ。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

⑴～⑸　（略）

１の２　ロの⑴については、指定児童発達支援事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の２第１号に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）又は指定通所介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の３第１号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。）において、共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準第93条の２に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

１の３　ロの⑵については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の４第１号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

２　ハの⑴については、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護（同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当生活介護事業所」という。）において、基準該当生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

３　ハの⑵については、指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

４　ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年３月31日までの間、１日につき所定単位数を算定する。

５　イに掲げる生活介護サービス費及びロに掲げる共生型生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、ロについては⑴又は⑶に該当する場合に、それぞれ⑴から⑶までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　（略）

⑵　注７に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第220条第１項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第１項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

⑴～⑸　（略）

（新設）

（新設）

２　ロの⑴については、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護（同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当生活介護事業所」という。）において、基準該当生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

３　ロの⑵については、指定障害福祉サービス基準第94条の２の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

４　ハについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

５　イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、それぞれ⑴又は⑵に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

⑴　利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合

⑵　指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第１項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画（指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する生活介護計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（指定障害福祉サービス基準第223